

宇部市議会基本条例(案) 逐条解説

令和8年(2026年)6月

前 文

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大する中、議員の合議体である議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担う存在として、期待される役割がますます増大しており、議会のあるべき姿を再認識するとともに、明確にしていくことが求められている。このような時代の要請に応えるため、市民を代表する機関として、市民ニーズの的確な把握に努めながら、自らの創意工夫により、政策の立案及び提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指す決意を新たにし、将来にわたり本市の更なる発展の礎となるよう、宇部市議会基本条例を制定する。

地方分権一括法の施行による地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限や責任は拡大しています。また、本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行や物価高の影響などにより大きく変化している上、新たな対策を要する問題等も生じています。

この結果、市長とともに二元代表制の一翼を担う本市議会の果たすべき役割や責務はますます増大しています。私たちは、市民の皆さまのご要望やご意見をしっかりとお聴きしながら、行政へのチェック機能はもちろんのこと、より良いまちづくりのための政策立案や政策提案をしていく力を磨き続けるとともに、不断の議会改革に取り組むことで、市民の皆さまとともに宇部の未来を切り拓いていく決意です。

本市議会は、市民に開かれた市議会として、議会や議員の活動原則、市民と議会の関係等の議会運営や議員に関する基本的事項を明らかにし、そのあるべき姿を示し、将来にわたって市民福祉の向上のために全力をあげて市民の負託に応えることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、合議制の意思決定機関である宇部市議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、宇部市議会議員（以下「議員」という。）の資質を向上させ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

本条は、前文で掲げられた議会の決意などを踏まえ、二元代表制のもと、これまで明文化されていなかった議会と議員の役割など、議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、市民との共通認識とすることにより、議会・議員活動の一層の充実・活性化を図り、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを、本条例の目的として定めるものです。

(定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。

2 この条例において「委員会」とは、宇部市議会委員会条例（昭和42年条例第23号）第2条第2項に規定する常任委員会、第4条第1項に規定する議会運営委員会及び第6条第1項に規定する特別委員会をいう。

本条は、本条例で用いる用語の定義を定めたものです。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合において、尊重されなければならない。

この議会基本条例が、本市議会の最高規範として位置付けられていることを明記し、議会に関するその他の条例等を制定、改正、廃止する際には、議会基本条例の理念を踏まえ、条例に定める事項と整合性をとる必要があることを定めています。

本条に基づき、条例、規則といった例規の改正時はもちろんのこと、議会運営を行う際にも、議会基本条例の趣旨に沿って、整合性を図っていきます。

(基本理念)

第4条 議会は、次に掲げる基本理念に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に信頼される、公正かつ透明で開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 活発な議員間討議を通じた政策立案・提言の強化に努めること。
- (4) 市長等と対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、市民の負託に応えること。

本条は、議会の基本理念を明らかにし、これを市民との共通認識とした上で、今後の議会活動を行っていかうとするものです。

なお、基本理念として4項目を定め、本条例の以下に掲げる条で重要な活動の内容を規定しています。

【第1号】市民に信頼される、公正かつ透明で開かれた議会を目指すこと。

- 第12条（市民への説明責任）
- 第13条（広報の充実）

【第2号】市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。

- 第11条（市民参加の機会の確保）
- 第14条（広聴の充実）

【第3号】活発な議員間討議を通じた政策立案・提言の強化に努めること。

- 第8条（議員間討議の推進）

【第4号】市長等と対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、市民の負託に応えること。

- 第17条（市長等との関係及び質疑・質問）

第2章 議会運営

(議会の活動原則)

第5条 議会は、二元代表制の一翼を担う合議制の意思決定機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること。
- (2) 市長等の事務の執行を監視し、評価すること。
- (3) 政策の立案及び提言を積極的に行うこと。
- (4) 議決責任を認識し、その過程及び結果について市民に対し説明責任を果たすこと。
- (5) 分かりやすい議会運営に努め、市民への情報提供を積極的に行うこと。

二元代表制のもと、議会の責務を果たしていくために、その活動の基本原則を掲げるものです。

【第1号】

選挙で選ばれた市民の代表として、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを定めています。

【第2号】

市民の代表である議員で構成される議会は、市民の立場に立って、市長等の事務が適正に執行されているかどうかを監視すること、また、市長等の事務についての成果を適切に評価することを定めています。

【第3号】

議会は、市政に関する課題及び政策に関する広範な情報収集並びに調査研究活動を行うとともに、市民の多様な意見等を反映させた政策提言・提案・立案等を行うことを定めています。

【第4号】

議会活動について、広く市民の理解を得ることが重要であるとの認識のもと、議案等の審議及び審査の内容並びに審議結果について、市民への説明責任を果たすことを定めています。

【第5号】

議会運営に当たっては、議会が検討している課題やその背景にある論点を市民の皆さまと共有するなど、市民の皆さまの理解と納得が得られるような誠実な議会運営に努め、情報提供を積極的に行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、市民の代表として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 政策形成能力及び専門的知見を深めるため、不断の自己研鑽に努めること。
- (2) 市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 自由闊達な討議及び多様な意見を尊重すること。
- (4) 議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

議会がその機能を発揮するため、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているか、その活動の基本原則を掲げるものです。

【第1号】

政策立案及び政策提言を実施するには、広い見識と専門的な知識が求められるため、全ての議員が常日頃から市政課題に関する調査研究を行うなど、自らの資質の向上に不断に努めるべきことを定めています。

【第2号】

議会の機能を遂行する存在である議員が、市政全般の課題や市民の多様な意見等を把握することは、議員活動における重要な事項であるため、それらを的確に把握するとともに、市政に反映させるよう努めることを定めています。

【第3号】

議会が合議制の議事機関であるといった特性を十分に発揮するため、議員間で自由闊達な討議を行うとともに、議員相互の言論を尊重することを定めています。

【第4号】

議会活動と自らの活動について市民に正確に理解していただくため、分かりやすく説明すべきことを定めています。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、その役割及び活動原則を自覚し、常に倫理意識の向上に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、その防止に努めなければならない。
- 3 議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

本条では、議員は、選挙で選ばれた代表として、与えられた権限と責任を深く認識し、市民からの期待に応え、責任を果たすため、政治倫理の向上に努めるべきことを定めています。

なお、ハラスメントは相手の人格及び尊厳を害する人権侵害であり、被害者の心身に影響を及ぼすことや職務遂行の妨げとなることはもちろん、議会や議員全体に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為です。

そのため、全ての議員は、個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの防止に努めることを定めています。

なお、議員の政治倫理に関する事項については、新たに「宇部市議会議員政治倫理条例」を制定することとしています。

(議員間討議の推進)

第8条 議会は、議会の権能を最大限に発揮するため、議員相互間の自由闊達な討議を重視した運営に努め、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員間の自由な討議を活性化するため、議員相互の議論を通じて論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい議論の実現に努めるものとする。

現在の議案等の審査は、議員の質疑とそれに対する市長をはじめとする執行機関の出席者の答弁を中心に行われていますが、充実した討議のもとに議会運営を行うことが必要です。

このため、本条では、本会議及び委員会において、議員相互間の自由討議を推進し、論点や争点を明確にしなが、議員相互の活発な議論を尽くし、合意形成を図ることを定めています。

なお、現在、本市議会では、各会派において議案等の調査研究や討議を行った上で委員会審査に臨んでいます。今後は、現在の各会派の取組に加え、委員会での議案審査の際、委員長が特に重要と判断するものについては、議員間討議の機会を設け、十分な議論を尽くした上で合意形成を図ることを定めています。

また、市民との意見交換等により明確化した市の課題については、議員間討議を行うことにより、政策提言や議員提出議案につなげていきます。

(委員会の活動)

第9条 委員会は、原則として公開する。ただし、必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

- 2 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策提言を行うものとする。
- 3 委員会は、年度当初にその年度の活動方針や視察内容について十分な検討を行わなければならない。
- 4 委員会は、審査又は調査の内容が他の委員会の所管と密接に関連する場合は、連合審査会を開くことができるものとする。
- 5 委員会は、必要に応じて、議事堂以外の場所で開催することができるものとする。
- 6 委員長は、民主的かつ公正な委員会運営を行うものとする。
- 7 委員長は、委員会審査報告を行うときは、その内容が市民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

議案等の実質的な審査が行われる委員会について、運営の原則や委員長の職責等を定めています。

【第1項】

議会における会議は、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）と委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。）に大別されます。

本会議の公開については地方自治法で定められていますが、委員会の会議の公開については、地方自治法では特に定められていません。

現在、本市議会の委員会については、宇部市議会委員会条例第19条第1項の規定により、委員長の許可制となっていますが、これを本会議と同様、原則として公開とするよう改正します。

ただし、例外として、同条例第20条第1項に規定される秘密会の開催については、現行どおり、その議決で秘密会とすることができるものとします。

【第2項】

都道府県及び市の議会では、原則として委員会での審査・調査を経た後、委員会の審査・調査の結果をもとに、本会議で案件の審議・表決を行う「委員会中心主義」による議会運営が行われており、会派制を取り入れている議会にあっては、委員会の表決結果が本会議での表決結果となることが多くあります。そのような意味では、議会において委員会の役割は、非常に大きいといえます。

本市議会においても「委員会中心主義」による議会運営が行われているところであり、委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行うことで議案審査に資するとともに、更には政策提言を行うことを定めています。

【第3項】

年度当初に委員会の活動方針等について十分な検討を行うことで、効率的・効果的に政策等に関する調査研究を行っていくことを定めています。

【第4項】

1つの案件は1つの委員会に付託されますが、案件の内容によっては付託委員会以外の委員会に関連する場合があります。連合審査会とは、特定の案件について関連のある委員会が共同で審査することをいいます。付託委員会以外の委員の参加により、審査を幅広く、深く行うことができます。連合審査会は、委員会の審査の範囲が所管又は付議事件に限定され、審査を十分に行うことができない場合に、これを補完する方法であり、これにより案件の審査を充実させることができます。

【第5項】

議事堂とは、本会議場、傍聴席、委員会室、議員控室、正副議長室、応接室、議会事務局事務室、図書室その他議会の活動に必要な一切の物的施設をいいます。

現在、委員会は委員会室で開催されていますが、例えば、委員会が審査・調査する対象の現場（公共施設など）に出向き、当該現場における施設内で委員会を開催することが想定されます。

【第6項】

委員会の運営に当たっては、委員長は、委員の同意を得ながら委員会を進行し、特定の委員にとって有利・不利となることのないよう、民主的かつ公正な委員会運営を行うことを定めています。

【第7項】

委員長による委員会報告は、当該委員会に所属していない議員に対し、本会議における意思決定の参考とするために、本会議で行われるものです。

委員会報告は、審査の結果だけではなく、それに至る審査の過程、具体的には主な質疑応答、問題点、可否の状況（全会一致、賛成多数、賛成少数）等が含まれるものであり、当該委員会に所属していない議員に対してはもちろん、その内容が市民に対して分かりやすいものとなるよう努める必要があることを定めています。

(会派)

第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属議員の資質の向上に努めるとともに、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、その所属議員が議員として議会の信頼を損なう行為を行うことのないよう、必要な指導、助言その他の対応に努めるものとする。また、当該行為が生じたときは、その解決及び再発防止に努めるものとする。

会派とは、市政課題等に対する政策を中心とした理念を共有する議員が議会活動を共に行うために任意に結成する団体で、委員会の委員構成などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上重要な存在となっています。

【第1項】

議員は、議員がより充実した議会活動ができるよう会派を組織することができることを定め、本項を会派の根拠規定としています。

なお、本市議会においては、所属議員が3人以上で構成される会派を、交渉団体としての資格を有する「会派」と定義しています。

【第2項】

会派の役割として、所属議員の資質の向上を図るとともに、政策立案等に関し、会派所属議員間で十分な討議等を行うこと、また、必要に応じて、他の会派と調整を行い、少数意見にも配慮するなど、合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営に資するべきことを定めています。会派は、政策に関する調査研究などを通じて議会の審議の充実に資するだけでなく、会派間の調整によって円滑な議会運営に資するという側面もあり、議会において重要な役割を果たしています。

【第3項】

会派の所属議員が議会の信頼を損なう行為を行うことのないよう、必要な指導等の対応に努めること、また、そのような行為が発生した時には、解決に向けた取り組みに協力するとともに、再発防止を図っていくなど、会派としての責務を定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の機会の確保)

第11条 議会は、市政に対する市民の意思を把握し、議会活動に反映させるため、多様な機会を通じて市民が議会活動に参加できる環境の整備に努めるものとする。

市政上の課題の解決や施策の推進に当たり、多種多様な市民の意見・意思を把握し、これを政策立案・提言につなげるため、市民が議会活動に参加できる環境の整備に努めることを定めています。

第28次地方制度調査会答申（平成17年）においては、「議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている」とされています。議会の意思と市民の意思が隔たっている場合は、市民代表としての機能・役割を果たせず、二元代表制の一翼を担うことはできません。

このような背景から、本条では、効果的に市民意見の把握を行い、市民と議会との間で、意見・意向が離反しないようにするため、また、議会活動に対する理解と信頼を深めるため、議会活動や議員活動などの多様な機会を通じて市民が議会活動に参加できる環境の整備に努めることを定めるものです。

あわせて、次代を担う世代が、市政及び議会への関心を高め、将来的に参画できる機会を広げるため、主権者教育などの必要な施策について、市長等とも連携しながら推進していくことを定めています。

(市民への説明責任)

第12条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員により構成されています。議会がその負託に応えるためには、議会活動やその成果等について市民に説明し、積極的に情報提供することが不可欠です。

また、議会への市民参加を促す前提となるのが、正確・迅速な情報の公開であると考え、議会の活動に関する情報を積極的に発信し、説明責任を果たしていくことを定めています。

なお、現在、本市議会においては、以下のとおり情報発信を行っており、引き続きこれらの情報発信に取り組んでいきます。

- 市公式ウェブサイトにて議会日程を掲載
- 市公式ウェブサイトにて付議事件件名一覧及び議決結果を掲載
- 本会議の公開
- 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）の傍聴の許可
※本条例第9条第1項において、原則公開に変更
- インターネットによる本会議映像中継
- コミュニティFM放送による本会議音声の中継
- 本会議会議録の公開
- 常任委員会会議録の公開（委員会で用いた議案、資料等を含む。）
- 議会だよりの発行（紙面、音訳版、点字版）（議案等に対する議員別賛否を含む。）
- 市議会情報へのアクセスが容易となるよう、議会だよりに二次元コードを掲載
- 政務活動費の使途の公開

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動の充実に努めるものとする。

市民に議会や市政のことを知っていただくことが、議会への市民参加の第一歩との認識のもと、広報機能の充実に努めていくことを定めています。

今後、議会広報と市民ニーズを把握する広聴とを一体的に検討する広報広聴委員会を、新たに設置することで、広報及び広聴の充実に努めていきます。

なお、現行の議会だより編集委員会の業務は広報広聴委員会に移管し、市民の皆様に興味を持っていただけるよう内容を充実させることで、活動を発信していきます。

また、SNS を含め、多様な情報発信を検討するなど、より一層の広報機能の充実に努めていきます。

(広聴の充実)

第14条 議会は、市政全般に関する課題を把握するため、市民との意見交換会等様々な手段を通じて広聴の機会を設ける。

議会は、宇部市全体の課題を的確に捉え、政策提言に繋げていくことを目的に、広聴機能の強化を図ります。

従来から実施している会派や議員個人による活動に加え、議会全体の取り組みとして、市内全域を対象とした意見交換会などにより、市民と直接対話する機会を設けていきます。

更には、多様なご意見・ご要望を幅広く聴取させていただくため、デジタルツールを活用した意見募集など、多様な手法を組み合わせることで広聴の機会を創出します。

議会全体の広聴活動と会派や個人の活動が連携することにより、更に広聴機能を充実させることで、市民のご意思を市政に届けていきます。

(請願及び陳情)

第15条 議会は請願及び陳情については真摯に取り扱うものとし、請願の審査に当たっては、必要に応じて、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

請願及び陳情は、市民の多様な意見を聞くことができるものであり、市民の声を議会が直接受け止める貴重な機会です。請願が憲法第16条に基づく法律上保障された権利として行われる一方、陳情は事実上の行為として行われるものであるため、手続等に一定の差異が生じる場合があるものの、これらが議会に対して行われた場合は、市民からの政策提案と捉え、真摯に取り扱うことを定めるものです。

なお、請願の審査に当たっては、宇部市議会会議規則第141条第1項の規定により、委員会審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる旨の規定はあるものの、本条においては、提出者の意見を聴く機会を設けることができる旨を規定するものであり、提出者から説明や意見陳述を直接聴くことで、請願者の願意をよりの確に把握し、審査に当たって適切に判断することが可能となるものです。

(情報公開及び個人情報の保護)

第16条 議会は、情報の公開請求に対し、請求者の立場に立って、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 議会は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。

3 情報公開及び個人情報の保護について必要な事項は、宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号)及び宇部市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第45号)に定めるところによる。

本市議会においては、宇部市情報公開条例の実施機関として情報公開を行っており、一方、宇部市議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、個人情報の保護を行っているところです。

本条においては、公文書公開請求があった際は、請求者の立場に立って、迅速かつ適切に対応すべきこと、また、個人情報の保護に関しては、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、適正に管理を行うべきことを規定するものです。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係及び質疑・質問)

第17条 議会は、市長等との関係を対等であると認識し、緊張関係を保持しつつ、それぞれの役割と責任を果たすものとする。

- 2 議員は、本会議において、執行機関との建設的な対話により市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、市長等に対し質問をすることができる。
- 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、その論点を整理するため反問することができる。

【第1項】

議員も市長も、ともに市民からの直接選挙で選出されており、対等の立場にありますが、議員で構成する議会は議決権を有し、市長は執行権を有するという互いに異なる機能を持っています（二元代表制）。

議会は、市長等との役割分担を認識しつつ、議事機関として常に緊張ある関係を構築します。その中で、けん制したり調和を保ったりしながら、市政の監視・評価を行うだけでなく、議会自らも政策立案や政策提言等を積極的に行い、市長等とともに、未来志向で持続可能な市政の運営に努めることを定めています。

【第2項】

議員は、市政の課題について質問する場合、政策議論ができるよう論点及び争点を明確にし、その論点及び争点をしっかり議論するため、情報を集め、整理しなければなりません。その手段として、市長等に対し、適切な説明を求められることができることを定めています。

【第3項】

議員の質疑・質問に対し、論点又は争点を明確にし、議論を深めるために、市長等は議員に反問（確認）をすることができることとし、互いにより良い議論ができる環境を作ることを定めています。

(議会への説明等)

第18条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

二元代表制のもと、議会が市長等の事務執行を監視し評価することは、市民の代表機関である議会の重要な使命であり、議会は市長等から十分な情報が得られなければ、充実した審議をすることができません。

そのため、市長等が重要な政策等を議会に提案する際には、議会での審議によって、その政策がより良いものになるように、その政策を必要とする背景、他の政策案とどのような比較検討をしたのかといった政策形成過程や財源措置など、必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

(議決事件)

第19条 議会は、自らの団体意思決定機能と監視機能を向上させ、また、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定めるものとする。

2 前項の規定による議会の議決すべき事件は、宇部市議会の議決すべき事件を定める条例(平成27年条例第38号)で定める。

議会には、意思決定機関として、市長が提案する議案に対して、可否を表明するという重要な責任があります。議決権は、議会が持つ他の権限(調査権、検査権、意見提出権など)の中でも、重要なものの1つであります。

地方自治法第96条第1項においては、必ず議会で決定しなければならない議決事件が規定されており(条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、地方税、使用料、手数料の徴収に関すること、一定規模以上の契約を締結すること、損害賠償の額を定めることなど)また、同条第2項においては、それら以外に重要なものは、別に条例を定め、追加することができるという規定になっています。

本市においては、「宇部市議会の議決すべき事件を定める条例」を制定し、宇部市総合計画の基本構想及び実行計画の策定、変更又は廃止に関することを議決事件として追加しています。

議決事件を定めることは、重要な事項を議会の議決を要する事項に加えることを意味しており、議会の行政に対する監視機能・調査機能・政策形成機能等を高め、議会の責任を果たしていくことを目的とし、これにより議会と市長等が市民に対する責任を共に担い、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することになります。

第5章 議会の体制整備

(予算及び体制の確保)

第20条 議会は、議決機関としての機能を充実するため、必要な予算及び体制の確保に努めるものとする。

二元代表制においては、議決機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、議会はチェック機能としての役割を果たすことで、民主的で持続可能な市政運営の実現が期待されるものとされています。議会には市長等を監視する機能や政策立案機能などの充実強化が求められており、機能の充実強化のために必要な予算の確保に努めることも実現手法の1つです。

しかし、予算の調製権は市長のみにあることから、二元代表制の趣旨に鑑み、市政運営に係る予算とのバランスを考慮しながら、議会が議決機関としての各機能を果たすため、円滑かつ効率的な議事運営を行う上で必要な予算及び体制の確保に努めることとしています。

(議員研修)

第21条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努め、宇部市の持続可能な発展に資するよう、政策形成能力、専門性及び倫理意識を高めるための計画的かつ多様な研修機会を確保するものとする。

2 議会及び議員は、市政の課題に対する政策立案能力の向上を図るため、他の自治体等の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

本条文では、議会が市長等による行政執行を監視・評価し、積極的に政策提案をしていくうえで必要となる政策立案能力や政策提言能力の一層の向上を図るために、議会が主体的に議員研修の充実・強化に努めることを規定しています。

具体的には、議員個人の自己研鑽や会派内での研修に加え、議会全体としては、オンライン研修を含め、外部講師による研修等を計画的に実施し、政策形成能力、専門性及び倫理意識を高めていきます。

なお、初当選の議員に対しては、従来から実施している予算、条例等の研修に加え、議員が講師となって、議会運営の仕組み、ルール等に関する研修を、当選後速やかに実施します。

また、政策立案能力の向上のため、議会全体での研修という形態だけではなく、政務活動費を活用した他自治体等の視察等による調査研究を行う努力義務も規定しています。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

議会図書室は、地方自治法第100条第18項の規定により、議員の調査研究に資するため議会に附置することとされており、本市議会においても、議会図書室を設置し、法令例規集、地方自治関係書籍、地方議会運営関係書籍、地方行財政関係書籍等の各種資料を収集しているところです。

なお、議会は、議員の調査研究に資するという議会図書室の設置目的を達成するため、その充実強化に努める必要があることを規定するものです。

(議会事務局の体制強化)

第23条 議会は、議員の政策形成能力の向上及び議会活動の活性化を図るため、議会事務局の専門性を高め、その体制の充実に努めるものとする。

地方自治法第138条第2項では、市町村の議会に条例の定めるところにより事務局を置くことができると規定されており、これを受け、本市においては「宇部市議会事務局設置条例」により、事務局を設置しており、議会に関する事務（市議会の運営支援、会議録の作成等）を行っています。

議会の政策形成機能の向上や議会活動を円滑に、かつ効率的に進めるためには、その活動を補佐する議会事務局の役割も一層重要となってきています。そのため、議会事務局職員は、議員が行う調査研究を的確にサポートできる能力を備えるとともに、議員と迅速な情報共有を行うなど、議会事務局の体制強化に努めていきます。

第6章 議員の身分及び処遇

(議員定数)

第24条 議員の定数は、宇部市議会議員定数条例（平成14年条例第29号）で定める。

2 委員会又は議員は、前項の定数を改正しようとするときは、改正理由を付して、議案を提出しなければならない。

【第1項】

地方自治法第91条第1項に「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」とあり、これに基づき、「宇部市議会議員定数条例」で本市議会の議員定数を規定しています。

本市議会では、適時、議員定数の見直しを行ってきており、昭和62年の改選時に40人から36人に、平成11年の改選時に36人から32人に、平成23年の改選時に32人から28人としてきました。

今後も社会情勢や財政状況、議会のあるべき姿など様々なことを考慮して、適正な議員定数について検討していきます。

【第2項】

議員定数を変更するために宇部市議会議員定数条例を改正する場合は、委員会又は議員自らが、改正理由を説明した上で提案することとしています。

(議員報酬等)

第25条 議員報酬等は、宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和35年条例第21号）で定める。

議員報酬については、地方自治法第203条第4項により、その額と支給方法を条例で定めることとされており、本市議会では「宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」で定めています。

なお、「宇部市特別職報酬等審議会条例」において、市長が議員報酬の額に関する条例を議会に提出する際には、あらかじめ報酬の額について審議会の意見を聴くものと規定されています。

(政務活動費)

第26条 会派及び会派に属さない議員(以下この条において「議員」という。)は、政務活動費の執行に当たっては、宇部市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の規定を遵守するとともに、その透明性を確保しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たさなければならない。

3 会派及び議員は、政策立案等、調査・研究等に資するため、政務活動費を活用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づく「宇部市議会政務活動費の交付に関する条例」により、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に属さない議員に交付されるものです。

なお、本市議会議員に対する政務活動費の額は、月額3万円、その使途は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と規定されています。

また、政務活動費の交付を受けた会派及び会派に属さない議員は、領収書、報告書等の書類を添えた収支報告書を作成するとともに、使途の透明性を確保するため、これらの書類を公開することとしています。

第7章 災害時における議会

(災害時における議会)

第27条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 議会は、災害等の不測の事態に備え、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制を整備する。
- 3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市民の意見及び要望を把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言を行うことができる。

本条は、災害時等における議会の対応について規定しています。

【第1項】

「災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない」という基本的な考え方を示し、市民の生活基盤の回復・整備等に必要な補正予算等を迅速に審議することで、災害時においても市政が停滞することのないよう議会機能を維持すべきことを定めています。

なお、本条においては「災害時」との表現としていますが、新型インフルエンザ感染症の感染拡大など、災害以外の予期せぬ事象が生じた場合であっても、本条と同様の趣旨に基づき対応することとなります。

【第2項】

議会は、災害等の不測の事態に備え、迅速で的確に災害に対応できるよう、行動基準を示すなど危機管理体制を整備していきます。

【第3項】

被害状況の調査結果や市民要望等を的確に把握し、事実関係の調査をした上で、必要とあれば市長等に対して提言を行い、市民生活を守るために議会として対応することを示しています。

第 8 章 議会改革等

(議会改革の推進)

第 28 条 議会は、市民の負託に的確に応え、その機能及び役割を最大限に発揮するため、この条例の理念に基づき、常に議会のあり方について検証し、不断の改革を推進するものとする。

議会は、その信頼性を高めるために、継続的な議会改革に取り組むことを規定しています。

本市議会においては、令和 7 年 5 月に「議会のあり方検討特別委員会」を設置し、議会のあり方等について検討を重ねてきました。その結果、新たに「宇部市議会基本条例」を制定し、新たな取組を進めていくとともに、併せて「宇部市議会議員政治倫理条例」を制定することとしたものです。

なお、今後とも、この条例の理念に基づき、常に議会のあり方について検証し、不断の改革を進めていくことを定めています。

(継続的な見直し)

第29条 議会は、この条例の施行後、議会運営委員会において、その目的が達成されているかを検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

議会基本条例の内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後も議会のあり方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定するものです。

本条例の見直しに当たっては、「市民福祉の向上」及び「市政の発展」という条例の目的をより確実に実現するために、必要な時期に機を逃すことのないよう、条例をアップデートしていく必要があります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宇部市議会委員会条例の一部改正)

2 宇部市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 23 号）の一部を次のように改める。

第 19 条の見出しを「(委員会の公開)」に改め、同条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則としてこれを公開する」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

【第 1 項】

この条例の施行日を定めるものです。

【第 2 項】

本条例第 9 条第 1 項で委員会を原則公開としたため、宇部市議会委員会条例の関係規定においても、本条例の施行日と同日に所要の整備を行うものです。